

基本情報

協定締結の意向がなくても入力しなければいけないのか。

(答)

全ての医療機関にご回答をお願いするものですので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、国においては現在、協定締結医療機関を対象とした支援策を検討しておりますので、決まり次第、情報提供させていただきます。

医療機関コード10ケタがわからない。7ケタの番号はわかる。

(答)

医療機関番号7ケタの前に、宮城県番号の04、点数表番号の1（医科は1、歯科は3、調剤は4、訪問看護ステーションは6）を加えた10ケタの番号になります。

例：04（県）1（医科）1234567（医療機関番号）

提出期限はいつまでですか。

(答)

令和5年7月28日（金）までご提出をお願いします。

「到達番号」、「問合せ番号」を控えるのを忘れてしまった。
提出を押しても、到達番号、問い合わせ番号が表示されない。

(答)

到達番号及び問合せ番号は、調査票提出後に送信されるメールで確認することができます。

差出人：みやぎ電子申請サービス

件名：【みやぎ電子申請サービス】申請到達連絡【（数字のみの個別番号）】

調査票提出時に到達番号等のメール受信を【希望しない】を選択した場合には、ご自身で到達番号等を控えていただく必要がありますので、必ず受信を選択してください。

【受信しない】を選択したため問い合わせ番号が分からない場合は、以下にお問い合わせ下さい。

宮城県新型コロナ調整室 nyuin-c@pref.miyagi.lg.jp

※多くの医療機関様から問い合わせをいただいておりますので、回答に時間を要する場合がございますので、ご了承ください。

1 新型コロナ対応の実績確認

無床診療所のため、病床確保について記載できないがどうしたらいいか。

(答)

記載できない場合はそのまま（ゼロ表示のまま）ご回答ください。

協力医療機関の指定とは何か。

(答)

令和4年12月時点において、県から「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」に指定されていた医療機関です。

診療・検査医療機関の指定とは何か。

(答)

令和4年12月時点において、県から、新型コロナウイルス感染症に係る「診療・検査医療機関」に指定されていた医療機関です。

翌日検査結果を電話で伝えた場合は、発熱外来の対象になるか。

(答)

対象となりません。結果報告に加え、問診等診察をされていれば対象となります。

自宅療養者等への対応とはどのような場合が対象となるのか。

(答)

患者に直接または電話等で感染症医療対応として診療を行った場合を想定しており、以下のような対応が対象となります。

- ・定期通院患者（保健所からの依頼で対応した場合を含む）の自宅を訪問または電話・オンラインで、診察、検査、処方等を行った場合。
- ・医師会の依頼等で、宿泊療養施設入所者に対し、施設を訪問または電話・オンラインで、健康観察、処方等を行った場合。
- ・高齢者施設・障害者施設入所者に対し、施設を訪問または電話・オンラインで、診察、検査、処方等を行った場合。

後方支援医療機関としての実績とは何か。

(答)

回復患者の転院（入院）を受け入れた、またはコロナ病床を有する医療機関に代わって一般患者の入院を受け入れたことがあるかご回答ください。

他の医療機関等への派遣協力とはどういった場合が対象となるのか。

ワクチン接種会場、県・市の外来検査センターへの派遣は対象となるか。

(答)

行政や医療機関等からの依頼・要請により、感染症が発生した医療機関や高齢者施設・障害者施設等に派遣し、感染症医療（診察、治療等）に従事した場合や、感染制御（ゾーニング等）に従事した場合、医師会の依頼等で、宿泊療養施設に派遣し、健康観察、処方等を行った場合が対象となります。

ワクチン接種会場、県・市の外来検査センターへの派遣は対象となりません。

2ヶ月分以上の備蓄はしていないが、1ヶ月分であれば備蓄していた。その場合も備蓄していないと回答するのか。

(答)

「備蓄していない」とご回答ください。

2 感染症法の協定締結の意向 ①病床確保

2020年12月と2022年12月の確保病床数を記載しなければならないのはなぜか。

(答)

流行初期期間では、新型コロナ発生の公表約1年後の2020年12月時点の入院患者数の規模に対応できるような体制を目指し、流行初期期間経過後では、全国的に新型コロナ対応の最大値だった2022年12月時点の体制を目指すこととされておりますので、貴院における当時の実績をご回答ください。

感染症指定医療機関は感染症病床を除くとあるが、当院は感染症指定病院ではないが、感染症対応用の陰圧室を確保している。その場合どうすればよいか。

(答)

感染症指定医療機関ではない場合は、感染症対応病床も含めた最大確保数をご回答ください。

発生公表後3か月までの見込み数は過去の実績を回答すればいいのか。

(答)

見込み数はコロナ対応の実績を踏まえ、今後新興感染症が発生した場合に対応できる見込み数をご回答ください。

病床確保の見込みで、特別に配慮が必要な患者の受入はそのときの状況によるものであり、現時点で回答は困難なため、ゼロと回答としてよいか。

(答)

「0」と回答していただいて構いません。

なお、特別に配慮が必要な患者を受け入れる意思はあるが、現時点で回答困難な場合は、下欄の「受入促進のための後方支援医療機関との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響についてご記入ください。」にその旨を記入願います。

例：流行初期期間経過後は、小児の受入可の場合あり

調査票 2

2 感染症法の協定締結の意向 ②発熱外来

2020年12月と2022年12月の発熱外来患者数を記載しなければならないのはなぜか。

(答)

流行初期期間では、新型コロナ発生の公表約1年後の2020年12月時点の入院患者数の規模に対応できるような体制を目指し、流行初期期間経過後では、全国的に新型コロナ対応の最大値だった2022年12月時点の体制を目指すこととされておりますので、貴院における当時の実績をご回答ください。

検査（核酸検出検査）数は、外部の検査機関へ委託している場合も数に含むか。

(答)

含みません。貴院で検体採取から検体分析まで行う数を記載願います。核酸検出検査はPCR法、LAMP法、TRC法、TMA法、NEAR法の数をご回答ください。

小児は3歳以上しか対応できないが、その場合は「否」と回答するのか。

(答)

「可」とご回答ください。

入院中の患者に検査した数も検査数に含めるか。

(答)

含みません。外来で対応いただいた件数のみご回答ください。

発熱外来の見込み数について、未知のウイルスなのか、コロナのように検査の手立てがある状態なのかで件数も変わると思うが、どう考えたらよいか。

(答)

本調査は新型コロナの対応を念頭に行うものです。2020年12月及び2022年12月の対応実績を踏まえ、見込み数をご回答ください。

2020年12月の発熱外来患者数は実際の実績数ではなく平均でいいのか。

(答)

2020年12月の1か月間の実績数を開院日(病院を開けていた日数)で割った数(1日あたりの平均)を整数でご回答ください。

例：2020年12月 110人、開院日 23日、1日当たり5人

発熱外来の患者数は平均すると小数点が出るがどうしたらよいか。

(答)

整数でご回答ください。小数点以下は四捨五入、切り捨て等、医療機関の判断でより実態に近い数でご回答ください。

翌日検査結果を電話で伝えた場合は発熱外来の対象になるか。

(答)

対象となりません。結果報告に加え、問診等診察をされていれば対象となります。

2 感染症法の協定締結の意向 ③自宅療養者等への医療の提供

往診等の患者数は平均すると小数点が出るがどうしたらよいか。

(答)

整数でご回答ください。小数点以下は四捨五入、切り捨て等、医療機関の判断でより実態に近い数でご回答ください。

実績値と見込み数は往診の数だけでいいか。

(答)

往診、電話診療、オンライン診療すべてを含めた数をご回答ください。

2 感染症法の協定締結の意向 ⑤人材派遣

人材派遣は県内のみ記載か。

(答)

県内外問わず派遣できる人数をご回答ください。

感染症対応に限る人材派遣ということだが、派遣された結果、感染症病棟ではなく一般病床だった場合は実績に含むか。

(答)

含みません。

同じ系列の病院間での応援派遣や感染症対応以外の派遣は含むのか。

(答)

外部の感染症病棟や発熱外来等の感染者がいる場所への派遣であれば含みます。感染症対応以外の派遣は含みません。

ワクチン接種会場への派遣や、県・市の外来検査センターへの派遣は対象となるか。

(答)

対象となりません。

医師会や保健所の依頼を受けて宿泊療養施設で健康観察を行った場合は派遣の対象となるか。

(答)

対象となります。

事前調査に記載した派遣人数がそのまま協定書に反映されるのか。

(答)

事前調査の回答内容を踏まえ、別途締結内容について協議させていただくことを予定しています。

2 感染症法の協定締結の意向 ⑥個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄予定月数については、2ヶ月と記載した方がいいのか。

(答)

貴院が備蓄を予定している月数を記載してください。1ヶ月分を備蓄する予定であれば月数は「1」とした上で、1か月分の備蓄数量を「枚数」に記載してください。

事前調査に記載した資材の数がそのまま協定書に反映されるのか。

(答)

事前調査の回答内容を踏まえ、別途締結内容について協議させていただくことを予定しています。